

カテエネガスプラン2

2021年1月1日 実施

中部電力ミライズ株式会社

本 則

1 適 用

(1) この個別要綱の料金プラン（以下「カテエネガスプラン2」といいます。）は、当社が別途定めるガス基本契約要綱（以下「基本要綱」といいます。）が適用される需要で、次のいずれかに該当し、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。

イ お客さまが、専用住宅において、風呂または給湯に高効率給湯器または温水機器を使用され、あわせて調理機器および暖房機器を使用されること。

ロ お客さまが、1 需要場所におけるガスメーターの能力（お客さまが1 需要場所に2 個以上のガスメーターを設置している場合には、それぞれのガスメーターの能力の合計といたします。）が10立方メートル毎時以下の併用住宅の住居部分において、風呂または給湯に高効率給湯器または温水機器を使用され、あわせて調理機器および暖房機器を使用されること。

(2) この個別要綱は、基本要綱と合わせて適用いたします。

2 定 義

次の言葉は、この個別要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 調理機器

エネルギー源としてガスを使用する調理用の機器をいいます。

(2) 温水機器

エネルギー源としてガスを使用し、温水を作る機能を有する燃焼機器をいいます。

(3) 暖房機器

エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行なう機能を有する燃焼機器

もしくは温水機器によって作った温水を利用して暖房を行なうシステムのことをいいます。

(4) 高効率給湯器

エネルギー源としてガスを使用し、潜熱を回収するための熱交換器を備え、給湯熱効率が90%以上である給湯器をいいます。

(5) 専用住宅

居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗、作業場または事務所等の業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。

(6) 併用住宅

店舗、作業場または事務所等の業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。

(7) 住居部分

専用住宅の全部、または併用住宅のうち世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有し、居住の用に供されている部分をいいます。

(8) 暖房期

12月分のガス料金の算定期間（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から4月分のガス料金の算定期間（3月検針日の翌日から4月検針日まで）までの5か月間をいいます。なお、「暖房期を除く期間」とは、5月分のガス料金の算定期間（4月検針日の翌日から5月検針日まで）から11月分のガス料金の算定期間（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの7か月間をいいます。

3 カテエネガスプラン2の申込み

お客さまがこの個別要綱の適用を希望される場合は、あらかじめ基本要綱およびこの個別要綱を承認のうえ、当社が必要とする事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

4 契約期間

- (1) この個別要綱は、基本要綱14（ガス料金の適用開始の時期）で定める料金適用開始の日から適用いたします。なお、他の個別要綱によってガスを使用されていたお客さまがこの個別要綱に変更されるとき（以下「プラン変更」といいます。）の料金適用開始の日は、お客さまと当社が別途合意した場合を除き、お客さまのカテエネガスプラン2の申込みを当社が承諾したのち、はじめに到来する検針日の翌日といたします。
- (2) この個別要綱を適用するガス需給契約の契約期間は、次によります。
 - イ この個別要綱を適用するガス需給契約の契約期間は、ガス需給契約が成立した日（ただし、プラン変更のときは、料金適用開始の日といたします。）から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の翌年度の末日までといたします。
 - ロ 契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、ガス需給契約の廃止もしくは解約または変更について申入れを行なわない場合は、この個別要綱を適用するガス需給契約は、契約期間満了後も2年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

5 ガス料金

- (1) ガス料金は、(2)の場合を除き、別表1により算定いたします。
- (2) 基本要綱19（日割計算）により日割計算を行なう場合のガス料金は、別表2により算定いたします。

6 設置確認

- (1) 当社は、お客さまが1（適用）(1)イまたはロに該当するかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な理由がない限り、お客さまの住宅への立入りを承諾していただきます。
- (2) お客さまが、調理機器、温水機器、暖房機器または高効率給湯器を取り外すなどし、1（適用）(1)イまたはロに該当しなくなった場合は、ただ

ちにその旨を当社に申し出ていただきます。

7 適用の終了

- (1) お客さまが、1（適用）（1）に該当しないことが判明した場合、または6（設置確認）（1）の立入りを承諾していただけない場合には、当社は、この個別要綱の適用を承諾せず、またはこの個別要綱の適用を終了いたします。なお、この個別要綱の適用を終了する場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。
- (2) 当社が（1）によってこの個別要綱の適用を終了した場合には、当社が（1）のお知らせの際に定める日から、カテエネガスプラン1を適用いたします。

8 その他

その他の事項については、基本要綱の規定によります。

附 則

実施期日

この個別要綱は、2021年1月1日から実施いたします。

別 表 1

1 ガス料金の算定方法

ガス料金は、基本料金と従量料金を合計した金額といたします。従量料金は、基準単位料金（ただし、基本要綱21〔単位料金の調整〕により調整単位料金を算定する場合は、その調整単位料金といたします。）に1月のガス使用量を乗じて算定いたします。

2 料 金 表

<暖房期>

(1) 適用区分

料金表A 1月のガス使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 1月のガス使用量が20立方メートルをこえ、70立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 1月のガス使用量が70立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

イ 料金表A（消費税等相当額を含みます。）

(イ) 基本料金

| | |
|------------------|---------|
| 1月およびガスメーター1個につき | 943.35円 |
|------------------|---------|

(ロ) 基準単位料金

| | |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 162.16円 |
|------------|---------|

(ハ) 調整単位料金

(ロ)の基準単位料金をもとに、基本要綱21（単位料金の調整）により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

ロ 料金表B（消費税等相当額を含みます。）

(イ) 基本料金

| | |
|------------------|-----------|
| 1月およびガスメーター1個につき | 1,175.63円 |
|------------------|-----------|

(ロ) 基準単位料金

| | |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 150.55円 |
|------------|---------|

(ハ) 調整単位料金

(ロ)の基準単位料金をもとに、基本要綱21（単位料金の調整）により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

ハ 料金表C（消費税等相当額を含みます。）

(イ) 基本料金

| | |
|------------------|-----------|
| 1月およびガスメーター1個につき | 2,842.53円 |
|------------------|-----------|

(ロ) 基準単位料金

| | |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 126.73円 |
|------------|---------|

(ハ) 調整単位料金

(ロ)の基準単位料金をもとに、基本要綱21（単位料金の調整）により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

<暖房期を除く期間>

(1) 適用区分

料金表A 1月のガス使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 1月のガス使用量が20立方メートルをこえ、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 1月のガス使用量が50立方メートルをこえ、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 1月のガス使用量が100立方メートルをこえ、250立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 1月のガス使用量が250立方メートルをこえ、500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F 1月のガス使用量が500立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

イ 料金表A (消費税等相当額を含みます。)

(イ) 基本料金

| | |
|------------------|---------|
| 1月およびガスメーター1個につき | 740.87円 |
|------------------|---------|

(ロ) 基準単位料金

| | |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 193.29円 |
|------------|---------|

(ハ) 調整単位料金

(ロ)の基準単位料金をもとに、基本要綱21(単位料金の調整)により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

ロ 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

(イ) 基本料金

| | |
|------------------|-----------|
| 1月およびガスメーター1個につき | 1,513.93円 |
|------------------|-----------|

(ロ) 基準単位料金

| | |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 154.64円 |
|------------|---------|

(ハ) 調整単位料金

(ロ)の基準単位料金をもとに、基本要綱21(単位料金の調整)により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

ハ 料金表C (消費税等相当額を含みます。)

(イ) 基本料金

| | |
|------------------|-----------|
| 1月およびガスメーター1個につき | 1,782.81円 |
|------------------|-----------|

(ロ) 基準単位料金

| | |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 149.26円 |
|------------|---------|

(ハ) 調整単位料金

(ロ)の基準単位料金をもとに、基本要綱21（単位料金の調整）により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

ニ 料金表D（消費税等相当額を含みます。）

(イ) 基本料金

| | |
|------------------|-----------|
| 1月およびガスメーター1個につき | 2,170.87円 |
|------------------|-----------|

(ロ) 基準単位料金

| | |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 145.38円 |
|------------|---------|

(ハ) 調整単位料金

(ロ)の基準単位料金をもとに、基本要綱21（単位料金の調整）により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

ホ 料金表E（消費税等相当額を含みます。）

(イ) 基本料金

| | |
|------------------|-----------|
| 1月およびガスメーター1個につき | 2,389.85円 |
|------------------|-----------|

(ロ) 基準単位料金

| | |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 144.51円 |
|------------|---------|

(ハ) 調整単位料金

(ロ)の基準単位料金をもとに、基本要綱21（単位料金の調整）により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

ヘ 料金表F（消費税等相当額を含みます。）

(イ) 基本料金

| | |
|------------------|-----------|
| 1月およびガスメーター1個につき | 6,413.00円 |
|------------------|-----------|

(ロ) 基準単位料金

| | |
|------------|---------|
| 1立方メートルにつき | 136.46円 |
|------------|---------|

(ハ) 調整単位料金

(ロ)の基準単位料金をもとに、基本要綱21（単位料金の調整）によ

り算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

別 表 2

ガス料金の日割計算

ガス料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金を合計した金額といたします。なお、別表1の料金表A、料金表B、料金表C、料金表D、料金表Eまたは料金表Fの適用区分は、1月のガス使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1月換算のガス量（小数点以下の端数は切り上げます。）によります。

(1) 日割計算後基本料金

$$\text{基本料金} \times \frac{\text{日割計算日数}}{30}$$

なお、基本料金は、別表1の料金表における基本料金、日割計算日数は、ガス料金の算定期間の日数とし、計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨ていたします。

(2) 従量料金

別表1の料金表における基準単位料金（ただし、基本要綱21〔単位料金の調整〕により調整単位料金を算定する場合は、その調整単位料金といたします。）に1月のガス使用量を乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、基本要綱別表における適用基準と同様といたします。